【第1回宍粟市子ども・子育で会議】 子ども・子育て支援新制度について

子育でをめぐる全国的な現状と課題

- ○急速な少子化の進行
- ○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も 2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 〇子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
- 〇子育ての孤立感と負担感の増加
- ○深刻な待機児童問題
- 〇放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- OM字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- ○質の高い幼児期の学校教育振興の重要性
- 〇子育て支援の制度・財源の縦割り
- 〇地域の実情に応じた提供対策が不十分

課題1 質の高い幼児期の学校教育・ 保育の総合的な提供

課題2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- 待機児童の解消
- ・ 地域の保育を支援
- 教育・保育の質的改善

課題3 地域の子ども・子育て支援の 充実



子ども・子育て支援新制度がスタート!

平成 24 年8月 子ども・子育て関連3法の成立

子ども・子育て支援法

施設型給付、地域型保育給付の創設 地域の子ども・子育て支援の充実

認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園以外の子ども園の充実 幼保連携型認定こども園の認可・指導監修等の一本化

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

五十五の関係法律について規定を整備

平成 25 年4月

~ 子ども・子育て支援事業計画の策定

平成 27 年3月

平成 27 年4月~ 子ども・子育て支援新制度スタート

子ども・子育て支援新制度の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- ○認定こども園
- 〇幼稚園
- 〇保育所

地域型保育給付

- 〇小規模保育 (定員は6人以上19人以下)
- ○家庭的保育(保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下)
- 〇居宅訪問型保育 (子どもの居宅等において保育を行う。)
- ○事業所内保育 (事業所内の施設等において保育を行う。)

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 〇利用者支援事業
- 〇地域子育て支援拠点事業 (宍粟市子育てセンター事業)
- 〇妊婦健診
- 〇乳児家庭全戸訪問事業
- 〇養育支援訪問事業
- 〇子育て短期支援事業
- 〇ファミリーサポートセンター事業
- 〇一時預かり事業
- 〇延長保育事業
- 〇病児・病後児保育事業
- 〇放課後児童クラブ (学童保育所)
 - ※対象児童の拡大

(概ね 10 歳未満の小学生→小学校6年生)

- 〇実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 〇多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業



施設型給付・地域型保育型給付の基本的なしくみ

○保護者:保育の必要性の認定申請 認定は次の3区分 [1号認定] 満3歳以上・保育の必要性なし さらに保育の必要量に応じて、 ○市町村:「保育の必要性」の認定、 [2号認定] 満3歳以上・保育の必要性あり 「長時間認定」と「短時間認定」 認定証の交付 [3号認定] 満3歳未満・保育の必要性あり に区分 〇保護者:保育利用希望の申し込み 利用調整の内容(市町村の義務) 利用可能な施設の情報提供 保護者の利用希望等を勘案した相談・助言 ○市町村:利用調整 利用可能な施設のあっせん・要請など 〇保護者:市町村または施設・事業者との契約

- 〇保護者に対する給付を、施設が法定代理受領。
- 〇給付の対象となる施設・事業については、市町村が利用定員を定めたうえで確認。
 - ※私立幼稚園は、給付を受けず、従来どおり私学助成・就園奨励補助を受けることも可能。
- ○国が給付単価の「公定価格」を決める。
- 〇利用者負担は、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担。

認定こども園制度の改善

「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、 新たな「幼保連携型認定こども園」を創設。

現行制度

幼保連携型(幼稚園/保育所)

設置主体 国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

- ◇幼稚園部分:学校教育法による認可 ◇保育所部分:児童福祉法による認可 ◇それぞれの法体系による指導監督
- ◇それぞれの財政措置

幼稚園型(幼稚園+保育所機能)

設置主体 国、自治体、学校法人のみ

保育所型(保育所+幼稚園機能)

設置主体制限なし

地方裁量型(幼稚園機能+保育所機能)

設置主体 制限なし

新制度

幼保連携型認定こども園

設置主体 国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

- ◇改正認定こども園法による認可
- ◇指導監督の一本化
- ◇施設型給付で財政措置を一本化
- ◇既存の幼稚園、保育所からの移行は任意



施設体系は現行のまま、

財政措置を施設型給付で一本化

子ども・子育て支援事業計画の策定

必須記載事項

- ●教育・保育提供区域
- ●各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ●各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ●子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

任意記載事項

- ●市町村子ども・子育て支援事業計画の理念
- ●産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ●子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ●労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との 連携に関する事項
- ●市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期、期間
- ●市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

地方版子ども・子育て会議

地方版子ども・子育て会議とは

●子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」

地方版子ども・子育て会議の役割

- ●教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を審議する
- ●子ども・子育て支援事業計画を策定・変更について審議する
- ●子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議する



- ・潜在的なものを含め幼児教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか(過剰に見積 もっていないか、不足していないか。)
- ・教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、幼児教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ・ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか。
- ・費用の使途実績の調査や事業の点検評価(給付・事業ごとにいくら使われているか、何人の子ども が利用しているか、運営や自己評価の適切性の確認など)
- ・現行の計画について見直すべき部分はないか

子ども・子育て支援新制度の財源



